

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成22年12月27日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ケーズデンキ甲賀水口北脇店 甲賀市水口町北脇 1411

2 提出された意見の概要 甲賀市からの意見

(1) 屋外広告物を掲出する場合は、原則申請が必要です。

(2) 青少年健全育成に悪影響を及ぼさないような対策をお願いします。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化的生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1

滋賀県甲賀環境・総合事務所総務課 甲賀市水口町水口 6200

甲賀市産業経済部商工観光課 甲賀市水口町水口 6053

(2) 縦覧期間 平成22年12月27日から平成23年1月27日まで